

熊野川懇談会が始まりました



- □第1回熊野川懇談会の概要
- 口熊野川懇談会委員
- □熊野川懇談会の趣旨
- □規約・情報公開方法
- □掲示板(第2回懇談会のご案内等)



2004年12月発行

第1回熊野川懇談会&シンポジウムが開催されました

第 1 回熊野川懇談会&シンポジウムが、平成 16 年 10 月 30 日(土)に新宮市立丹鶴小学校体育館において 2 部構成で開催されました。

第 1 部の懇談会では、規約、情報公開方法や今後の進め方について議論されました。

第2部のシンポジウムでは、作家の神坂次郎氏、橋本卓爾和歌山大学経済学部教授、山本殖生新宮市熊野学情報センター準備室長(以上熊野川懇談会委員) 松村一男京都大学防災研究所地震予知研究センター助教授らをパネリストに迎え、熊野の文化、世界遺産、暮らしと災害など

に関する話題が提供されました。

第1回 熊野川懇談会の概要

開催日・場所

日 時:平成 16 年 10 月 30 日(土) 場 所:新宮市立丹鶴小学校 体育館

参加者: 懇談会委員 16 名(全員) 河川管理者 20 名

傍聴者約90名

第 1 回熊野川懇談会審議内容

(設立について)

熊野川懇談会の設立に関する主旨説明が河川管理者(近畿地方整備局河川部長)によってなされました。また、懇談会の構成員や運営のあり方等に関する答申までの経緯についての説明が設立準備会委員長によってなされました。

(規約について)

熊野川懇談会の設置、目的、運営等を定める規約案について審議され、承認されました。本懇談会の規約は平成 16年 10月 30 日から施行されます。(熊野川懇談会規約 参照)



第 1 回熊野川懇談会 & シンポジウムの様子



委員長に選出された 江頭立命館大学教授

(委員長、委員長代理の選出)

懇談会委員の互選により江頭委員(立命館大学教授)が委員長に選出されました。また、委員長代理に竹中委員(㈱和歌山放送相談役)と椎葉委員(京都大学大学院地球環境学堂教授)が指名されました。

(熊野川懇談会の庶務について)

規約に基づき、庶務を近畿地方整備局の委託を受けた民間企業(三井共同建設コンサルタント(株))としました。(庶務は懇談会の指示により、資料作成、懇談会の議事運営補助等の作業を中立的な立場で行います。)

(熊野川懇談会の情報公開方法について)

懇談会の開催案内、審議資料、審議結果等に関する公開および傍聴等に係わる事項を定める 情報公開方法案について審議され、決定されました。(熊野川懇談会情報公開方法 参照)

(今後の進め方について)

第2回懇談会の議事内容について次のような意見交換がありました。

- ・ 議事内容については、流域概要のほか、委員からだされた意見を参考にして決めること。
- ・ 開催場所、日時については、各委員のスケジュール等を調整し定めること。



熊野川懇談会委員







五十音順・敬称略)

氏	名	専門分野	所 属	備考
井伊	ひろゆき 博行	水循環、水質(河川、地下水)	和歌山大学システム工学部教授	III J
うらき 浦木	世いじゅうろう 清十郎	歴史・文化、観光、林業	浦島観光ホテル(株)会長	
えがしら 江頭	しんじ 進治	河川・砂防(流砂系)	立命館大学理工学部教授	委員長
きもと	ょしぉ 凱夫	農業水利	三重大学生物資源学部助教授	
きょおか	ゅきこ 幸子	地域の特性に詳しい(新宮市)	新宮商工会議所女性会会長	
こうさか 神 坂	^{じろう} 次郎	歴史・文化	作家、劇作家	
しいば 椎葉	^{みちはる} 充 晴	水文・水資源	京都大学大学院地球環境学堂教授	委員長代理
たかす	ひでき 英樹	植物、生態系	和歌山大学教育学部教授	
たきの 瀧野	しゅうじ 秀二	水生生物、植物	和歌山県立新宮高等学校教諭	
たけなか 竹中	ふみひろ 文 博	広報	(株)和歌山放送相談役	委員長代理
っ だ 津田	あきら 晃	地域の特性に詳しい(野迫川村)	(有)津田林業代表取締役	
なかしま中島	ち と せ 千登世	地域の特性に詳しい(新宮市)	河川を美しくする会副会長	
はしもと	たくじ 卓 爾	農業経済、地域政策	和歌山大学経済学部教授	
ませ間瀬	はじめ 筆	海岸・海域災害	京都大学防災研究所助教授	
かまもと 山本	^{しげぉ} 殖生	熊野の歴史・文化・信仰	新宮市熊野学情報センター準備室長	
ょしの 吉野	^{りゅうじ} 隆治	発電水力、水源地域対策	(社)電力土木技術協会専務理事	

〔委員紹介〕



井伊委員



浦木委員



江頭委員



木本委員



清岡委員



神坂委員



(五十音順・敬称略)

椎葉委員



委員 高須委員



瀧野委員



竹中委員



津田委員



中島委員



橋本委員



間瀬委員



山本委員



吉野委員





熊野川懇談会の趣旨







新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正において、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。(下図 参照)

また、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき 方針を示す「河川整備基本方針」と、今後 20~30 年間の具体的な河川整備の内容を示す 「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、河川に関し学識経験を有する 者の意見を聴くこと、また、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置 を講じることが定められました。

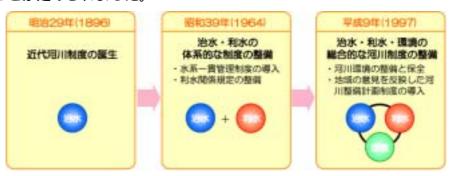


図 河川法改正の流れ

熊野川懇談会の設立趣旨

熊野川懇談会は、「一級河川熊野川水系河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、熊野川らしさとは何かを考えながら、河川空間の整備と保全を求める地域の声に耳を傾け、また、河川の特性や地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するために、

河川整備計画の原案について意見を述べる 関係住民意見の聴き方について意見を述べる

ことを目的に設立されました。

熊野川懇談会の審議対象範囲

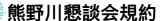
近畿地方整備局が、熊野川において今後20~30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間(直轄管理区間)です。

ただし、直轄管理区間を議論するためには、流域全体の治水、利水、環境(自然、社会、歴史・文化等)を総合的に考える必要があります。



図 直轄管理区間











第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する 趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方 整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(目的)

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

(懇談会運営)

- 第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間 とし、再任を妨げない。
 - 2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。
- 第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
 - 2.委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。
 - 3.委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
- 第6条 懇談会は、委員長が召集する。
 - 2.懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。
 - 3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
 - 4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
 - 5.河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占用者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。
 - 6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。
 - 7.委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。
 - 8.一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

- 第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める
 - 2.河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事 骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

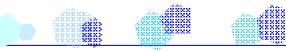
- 第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、 原稿送付等)でのみ受付ける。
- 第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年10月30日から施行する。



熊野川懇談会の情報公開方法



- 第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。
- 第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を 状況に応じて組み合わせて行う。
- 第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。
 - 2.懇談会の傍聴は、先着順とする。
- 第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種 の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。
- 第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会のホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。 2.議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。
 - 3.議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、懇談会ホームページで公開する。
- 第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

閲覧資料設置場所

8× '	2022	××	2222. 222 2	TXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	.4000000000000000000000000000000000000
区分		事務所名		所在地	
国 機 関	近畿地方整備局	近畿地方整備局河川計画課	〒540-8586	大阪市中央区大手前 1	-5-44
		紀南河川国道事務所調査課	〒646-0003	和歌山県田辺市中万呂	142
		紀南河川国道事務所新宮川出張所	〒647-0051	和歌山県新宮市岩盾 1	-8
		紀の川ダム統合管理事務所	〒637-0002	奈良県五條市三在町 1	681
		猿谷ダム管理支所	〒637-0408	奈良県吉野郡大塔村大	字辻堂字大和田
県機関	和歌	県土整備部 河川課	〒640-8585	和歌山市小松原通 1-	1
	山県	東牟婁振興局 新宮建設部	〒647-8551	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	東牟婁総合庁舎内
	三重	県土整備部 河川チーム	〒514-8570	津市広明町 13番地	
	県	紀南県民局建設部企画調整グループ	〒519-4393	熊野市井戸町 371	
	奈良県	奈良県庁 河川課	〒630-8501	奈良市登大路町30	
		吉野土木事務所 計画調整課	〒639-3111	吉野郡吉野町上市22	94-1
		吉野土木事務所 工務第3課	〒639-3701	吉野郡上北山村河合4	20-1
		吉野土木事務所 天川駐在所	〒638-0305	吉野郡天川村沢谷58	
		五條土木事務所	〒637-0004	五條市今井5-1-31	
		五條土木事務所 工務第3課	〒637-1103	吉野郡十津川村上野地	<u> 1</u> 356-1
市町村役場	和歌山県	新宮市役所企画調整課	〒647-0013	新宮市春日1番1号	
		熊野川町役場総務課	〒647-1211	東牟婁郡熊野川町日足	346
		本宮町役場総務課	〒647-1792	東牟婁郡本宮町本宮2	19番地
		北山村役場行政課	〒519-5603	東牟婁郡北山村大沼	
	三重 -	紀宝町役場企画調整課	〒519-5713	南牟婁郡紀宝町成川6	56
		鵜殿村役場産業建設課	〒519-5701	南牟婁郡鵜殿村324	
		熊野市役所観光交流課	〒519-4324	熊野市井戸町796	
		御浜町役場総務課	〒519-5204	南牟婁郡御浜町阿田和	16120-1
		紀和町役場企画観光課	〒519-5413	南牟婁郡紀和町板屋7	8
	奈良県	十津川村役場生活環境課	〒637-1333	吉野郡十津川村小原	
		下北山村役場地域振興課	〒639-3803	吉野郡下北山村寺垣内	3
		上北山村役場地域振興課	〒639-3701	吉野郡上北山村大字河	可合
		野迫川村役場建設課	〒648-0305	吉野郡野迫川村大字北	比股84
		大塔村役場総務課	〒637-0408	吉野郡大塔村辻堂41	
		天川村役場総務課	〒638-0305	吉野郡天川村大字沢名	1 60

掲 示 板

資料の入手方法

懇談会資料は、懇談会 HP よりダウンロードできます。

ホームページアドレス

http://www.kumanogawa.org/

なお、郵送を希望される方は、電話・FAX・E メール にて庶務までご連絡ください。送料負担の条件で提供 いたします。(庶務の連絡先は裏表紙をご覧ください)

ご意見受付方法

熊野川懇談会へのご意見を受け付けております。FAX・Eメールにて庶務まで送信してください。

FAX: 06-6599-6050

E-mail:

info@kumanogawa.org

第2回 熊野川懇談会のご案内

第 2 回熊野川懇談会を以下の内容で開催いたします。 懇談会は公開され先着順で傍聴できますので、是非ご参加下さい。

開催日 開催場所 平成 17年1月29日(土) 14:00~16:30

紀宝町老人福祉センター 大ホール

議事内容

懇談会委員の自己紹介(抱負等) 熊野川流域の概要と課題について 情報共有化の方策について等



熊 野 川 懇 談 会 ニュース No.1

【編集・発行】 熊野川懇談会

2004年12月 発行

【連 絡 先】 熊野川懇談会 庶務

三井共同建設コンサルタント株式会社 関西支社内(担当:中條・松尾) 〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1-1000 号

(オーク1番街10階)

TEL : 06-6599-6025 FAX : 06-6599-6050

E-mail: info@kumanogawa.org

熊野川懇談会 ホームページアドレス http://www.kumanogawa.org/